

[22] スーダン

1. スーダンの概要と開発課題

(1) 概要

スーダンではアフリカ大陸において最大規模の平和に向けた取組が行われている。国際社会は、スーダンの南北和平とダルフル和平の実現のために、一つの国に、国連スーダン・ミッション（UNMIS：United Nations Mission in Sudan）と国連・AU ダルフル・ミッション（UNAMID：United Nations／African Union Mission in Darfur）の二つの平和維持ミッションを展開させ、平和創出及び平和維持活動のみならず、人道支援や平和構築分野において、UNDP や UNICEF、UNHCR、WFP 等の国連諸機関と共に活動している。また、ダルフルに展開している UNAMID は、地域機関であるアフリカ連合（AU）との合同ミッションという初の試みでもある。

スーダンでは、独立前の 1955 年以来、南北の間で、第一次スーダン内戦（1955～1972 年）及び第二次スーダン内戦（1983～2005 年）が行われた。2005 年 1 月、南北包括和平合意（CPA：Comprehensive Peace Agreement）が、与党の国民会議党（NCP：National Congress Party）率いるスーダン政府とスーダン人民解放運動（SPLM：Sudan People's Liberation Movement）との間で署名され、1983 年以降継続してきた第二次南北内戦が終結した。CPA は、南北間の停戦合意にとどまらず、平和の定着に向け、南北の統一を魅力的にすること及び南部の自治権及び民族自決権を尊重することの 2 つの基本精神を柱に半年間の準備期間と 6 年間の暫定期間を設け、暫定憲法の公布、NCP と SPLM の連立による国民統一政府の発足、自治政府としての南部スーダン政府の発足などを規定している。2005 年以降、スーダンは、UNMIS や国際社会の支援の下、難民・避難民の帰還・定住、南北両軍の再展開や DDR、石油収入の南北等配分、人口調査の実施などを含む CPA 規定事項の履行を進めてきた。2011 年に終了予定の CPA 暫定期間も残り 2 年を切り、2010 年の総選挙及び 2011 年の南部分離独立を問う南部住民投票の実施に向け、国際社会は、スーダンに対する CPA 履行支援を一層積極的に実施しているところである。

スーダン西部のダルフル地域では、2003 年春頃から反政府勢力とスーダン政府の戦闘が本格化し、危機的な人道問題が発生して以降、現在に至るまで、世界最大規模の国際的な人道支援活動が継続している。政治プロセスでは、AU の調停による和平交渉の末、2006 年 5 月にはダルフル和平合意（DPA：Darfur Peace Agreement）が署名されたが、反政府勢力の一部による署名にとどまったため、スーダン政府と DPA 非署名派の間で戦闘は激化し、ダルフルの治安・人道状況は悪化した。このような状況下、スーダン政府は国連 PKO に対し受入同意を与えなかったものの、種々の打開が図られた結果、2007 年 8 月、UNAMID の展開を定める安保理決議 1769 が採択された。同年末、UNAMID は 2004 年より同地に展開していたアフリカ連合スーダン・ミッション（AMIS：African Union Mission in Sudan）の部隊を取り込む形で展開したが、未だ決議で承認された規模には達していない。2008 年、国連・AU 合同調停官が任命され、同調停官を中心にスーダン政府と武装勢力との間の調停活動が断続的に行われてきているが、具体的な成果は上がらず、和平プロセスは停滞している。

なお、ダルフルの人道・人権問題については、2009 年 3 月、国際刑事裁判所（ICC）が人道に対する犯罪及び戦争犯罪の容疑でバシール大統領に対して逮捕状を発付する旨を決定した。これに対し、スーダン政府はダルフルで人道支援活動を行っていた 13 の国際 NGO を国外追放措置とした。同措置に起因する更なる人道危機の発生を回避すべくスーダン政府及び国際社会が努力しているものの、中長期的影響が懸念される。

スーダン政府と反政府勢力東部戦線との間の紛争が継続していた東部スーダンでは、2006 年 10 月に「東部スーダン和平合意（ESPA：East Sudan Peace Agreement）」が署名され、権力の配分、富の配分、治安につき一定の進展を見せている。

経済面では、農業生産（綿花、ソルガム、胡麻、アラビア・ゴム、砂糖、畜産等）が盛んであり、近隣諸国に農産物の輸出を行っているほか、豊富な鉱物資源（石油、金、マンガン）の開発及び輸出による経済開発を実施している。1999 年からの本格的な石油生産及び輸出による収入、国際市場での一次産品の価格高騰といった要因もあり、2006 年より 2 年間の経済成長率は 10%を超えていた。2008 年には石油需要の減少などもあり、経済成長率は 6.8%に留まっている。石油生産量は日産 50 万バレルに達したと発表されており、中国を中心としたアジア諸国に輸出されている。他方、農業生産性の向上、石油収入に過度に依存した産業構造の多様化及び巨額の対外債務の解消が課題となっている。

(2) 開発計画

(イ) 世界銀行や国連等の協力の下にスーダン政府と SPLM が作成したスーダン合同評価ミッション (JAM) 報告書は、包括和平合意 (CPA) で定めた 6 年間の暫定期間 (2005～11 年) における南北スーダンの復興開発ニーズを踏まえた復興開発計画の枠組みである。JAM は、平和の定着、MDGs 達成に向けた経済成長・貧困削減・人間開発のための条件を示している。第 1 フェーズ (2005～07 年) では、平和の定着、能力強化、人々の生活の目に見える改善に重点を置いており、第 2 フェーズ (2008～11 年) では、MDGs 達成に向けてこれらの努力を加速するとしている。

(ロ) 他方、JAM で特定されたニーズ以外にも、ダルフルの復興、元兵士の武装解除・動員解除・社会復帰 (DDR)、対外債務の解消等、相当の資金需要があるとされており、それらをも踏まえつつ、2007 年、スーダン国民統一政府は 5 か年開発戦略 (2007 年～2012 年) を策定した。主な戦略目標は、①民間セクター支援を通じた持続的な経済成長、②CPA、DPA、ESPA の履行を通じた平和と安定、③帰還民、紛争被害者に対する基礎サービス緊急支援を通じた貧困削減、MDGs の達成、④説明責任、良い統治、法の支配強化、⑤国・州レベルの公共機関及び市民社会の能力開発である。さらに、南部スーダン政府は、2007 年に予算セクター計画 (2008 年～2010 年) を主要 10 セクター (アカウンタビリティ、経済基盤、教育、保健、インフラ、天然資源、行政、法の支配、治安、社会・人道) において策定した。本計画を基に南部スーダン政府と国連機関やドナーにより構成される各セクターのワーキンググループを通じて毎年の予算を計画している。

表-1 主要経済指標等

指 標		2007年	1990年
人 口 (百万人)		40.4	27.1
出生時の平均余命 (年)		58	53
G N I	総 額 (百万ドル)	41,681.71	11,408.65
	一人あたり (ドル)	910	480
経済成長率 (%)		10.2	-5.5
経常収支 (百万ドル)		-3,268.44	-372.25
失 業 率 (%)		—	—
対外債務残高 (百万ドル)		19,126.42	14,761.96
貿 易 額 ^(注1)	輸 出 (百万ドル)	9,263.57	499.00
	輸 入 (百万ドル)	10,661.15	876.80
	貿易収支 (百万ドル)	-1,397.58	-377.80
政府予算規模 (歳入) (百万スーダン・ディナール)		—	—
財政収支 (百万スーダン・ディナール)		—	—
債務返済比率 (DSR) (対GNI比, %)		0.9	0.4
財政収支 (対GDP比, %)		—	—
債務 (対GNI比, %)		92.7	—
債務残高 (対輸出比, %)		382.3	—
教育への公的支出割合 (対GDP比, %)		—	8.5
保健医療への公的支出割合 (対GDP比, %)		—	—
軍事支出割合 (対GDP比, %)		—	2.6
援助受取総額 (支出純額百万ドル)		2,104.19	813.13
面 積 (1000km ²) ^(注2)		2,506	
分 類	D A C	後発開発途上国 (LDC)	
	世界銀行等	ii / 低所得国	
貧困削減戦略文書 (PRSP) 策定状況		—/HIPC	
その他の重要な開発計画等		スーダン合同評価ミッション	

注) 1. 貿易額は、輸出入いずれもFOB価格。

2. 面積については“Surface Area”の値 (湖沼等を含む) を示している。

スーダン

表-2 我が国との関係

指 標		2008年	1990年
貿易額	対日輸出 (百万円)	363,832.71	4,835.09
	対日輸入 (百万円)	14,382.51	6,636.36
	対日収支 (百万円)	349,450.20	-1,801.28
我が国による直接投資 (百万ドル)		—	—
進出日本企業数		—	1
スーダンに在留する日本人数 (人)		122	71
日本に在留するスーダン人数 (人)		207	35

表-3 主要開発指数

開 発 指 標		最新年	1990年
極度の貧困の削減と飢饉の撲滅	所得が1日1ドル未満の人口割合 (%)	—	
	下位20%の人口の所得又は消費割合 (%)	—	
	5歳未満児栄養失調割合 (%)	41 (2000-2006年)	
初等教育の完全普及の達成	成人 (15歳以上) 識字率 (%)	60.9 (1999-2007年)	23 (1985年)
	初等教育就学率 (%)	43 (2004年)	40 (1991年)
ジェンダーの平等の推進と女性の地位の向上	女子生徒の男子生徒に対する比率 (初等教育)	—	
	女性識字率の男性に対する比率 (15~24歳) (%)	71.4 (2005年)	
乳幼児死亡率の削減	乳児死亡率 (出生1000件あたり)	62 (2005年)	104 (1970年)
	5歳未満児死亡率 (出生1000件あたり)	90 (2005年)	172 (1970年)
妊産婦の健康の改善	妊産婦死亡率 (出生10万件あたり)	450 (2005年)	
HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止	成人 (15~49歳) のエイズ感染率 ^(注) (%)	1.6 [0.8-2.7] (2005年)	
	結核患者数 (10万人あたり)	400 (2005年)	
	マラリア患者数 (10万人あたり)	13,934 (2000年)	
環境の持続可能性の確保	改善された水源を継続して利用できる人口 (%)	70 (2004年)	64
	改善された衛生設備を継続して利用できる人口 (%)	34 (2004年)	33
開発のためのグローバルパートナーシップの推進	債務元利支払金総額割合 (財・サービスの輸出と海外純所得に占める%)	1.4 (2005年)	0.4
人間開発指数 (HDI)		0.531 (2007年)	0.255

注) []内は範囲推計値。

2. スーダンに対するODAの考え方

(1) スーダンに対するODAの意義

(イ) スーダンは、9 カ国と国境を接するアフリカ最大の国土（日本の約 6.6 倍）を有し、ナイル川の水利を制すると共に、紅海の自由航行にも影響を及ぼす国であり、その安定はアフリカ全体の安定にとって重要である。2005 年 1 月、南北内戦が終了したが、約 400 万人に上る難民・国内避難民、基礎インフラ・民生サービスの破壊、大量の武器の拡散と地雷による広大な地域への影響、膨大な数の元兵員の存在等、内戦が残した傷跡は大きい。我が国は国際社会の責任ある一員として、ODA を通じてスーダンにおける平和の定着を積極的に支援することが重要となっている。

(ロ) スーダンはアラビア・ゴム、綿花、家畜等の輸出が盛んであり、就業人口の約 3 分の 2 が農業に従事しているといわれている。農産物輸入国である湾岸諸国がスーダンの農業分野への投資活発化の動きをみせているように、輸出産業としての農業の可能性は高い。スーダンの農業分野の生産性拡大は、①国内収入源の多様化及び②世界的な食料安全保障の観点からも重要であり、今後我が国の対スーダン支援の一つとして検討される必要がある。

(2) スーダンに対するODAの基本方針

(イ) 我が国は、ODA 大綱において平和の構築を重点課題の一つとしているほか、我が国の対アフリカ外交の

基軸たる TICAD プロセスにおいても、平和の定着を柱の一つとして掲げている。我が国は、2005 年 1 月の CPA 署名を受け、スーダンのみならず周辺地域の安定のために同国に平和を定着させる重要性にもかんがみ、同国における平和の定着を積極的に支援している。2005 年 4 月にオスロで開催されたスーダン支援国会合では、スーダンにおける平和の定着のために当面 1 億ドルの支援実施を表明した。また、2008 年 5 月にオスロで開催された第 3 回スーダン・コンソーシアム会合において、我が国は、難民・国内避難民の帰還・社会再統合支援を進めるとともに、保健、水・衛生、教育、運輸などの基礎生活分野支援を中心に、当面、2 億ドルの追加支援を実施すると表明し、2005 年以降、2009 年 6 月現在で約 3 億 7,000 万ドルの支援を実施している。

(ロ) 平和の定着支援に際しては、各地の状況の推移に即した人道支援から復興・開発への継ぎ目のない支援を通じた地域間格差の是正及び「南北統一を魅力的なオプションとする」、「南部の自決権を尊重する」との CPA の基本精神の具体化を念頭に置き、スーダン国民が等しく平和の配当を享受することが重要であるとの考え方にに基づき支援を実施している。

(3) 重点分野

(イ) 紛争被災民・社会再統合支援

(例)：地雷対策活動の強化、帰還の促進、帰還民再定着・再統合の促進、DDR の促進、ダルフル人道支援

(ロ) BHN 支援

(例)：保健分野支援、水・衛生分野支援、基礎教育／技術教育・職業訓練（TVET）分野支援、基礎的運輸分野支援

(ハ) 分野横断的課題

(例)：ガバナンス、ジェンダー、環境、民主化プロセス支援

3. スーダンに対する2008年度ODA実績

(1) 総論

2008 年度のスーダンに対する無償資金協力は 82.77 億円（原則、交換公文ベース）、技術協力は 12.10 億円（JICA 経費実績ベース）であった。2008 年度までの援助実績は、円借款 105.00 億円、無償資金協力 1,074.92 億円（以上、原則、交換公文ベース）、技術協力 80.54 億円（JICA 経費実績ベース）である。

(2) 無償資金協力

2008 年度には、食糧援助、難民・国内避難民の帰還支援、DDR、小児感染症予防支援、教育支援等を国際機関（WFP、UNDP、UNICEF 等）を通じて実施した。また、草の根・人間の安全保障無償資金協力（7 件）を実施したほか、ジャパン・プラットフォームや日本 NGO 連携無償資金協力を通じて日本の NGO の活動を支援した。

(3) 技術協力

2008 年度には、技術協力プロジェクト「ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト」、「基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト」、「水供給人材育成計画」、開発調査「ジュバ市水道事業計画」、「職業訓練システム開発調査」等、保健医療、水・衛生、技術教育・職業訓練などの基礎生活分野を中心に技術協力プロジェクト、専門家派遣、研修員受入等を実施した。

(4) 債務救済

2009 年 7 月、スーダン政府の JICA に対する円借款債務の一部（約 32 億円）の放棄を実施した。この債務救済は 1978 年の UNCTAD の貿易開発委員会（TDB）決議を受けて円借款債権を放棄するものであり、スーダン政府は、放棄債権額と同額を CPA 履行促進に使用するため「統一支援基金」に入金することで日本政府と合意している。

4. スーダンにおける援助協調の現状と我が国の関与

JAM に基づきドナー間で協調して効果的・効率的なスーダン支援を行う枠組みとして、南北両地域それぞれに世界銀行が管理するスーダン復興信託基金（MDTF：Multi Donor Trust Fund）が CPA に基づき設置された（日本は未参加）。南部においては、援助調和化の動きがより顕著であり、「南部スーダン政府援助受入戦略」に基づき、南部スーダン政府と我が国を含めたドナー間の会合が既に開始されており、予算セクターワーキンググ

スーダン

ループにおいては、政府側と国連機関やドナーによる協議が定期的実施されている。また、ドナー間調整フォーラム（Inter-Donor Coordination Forum）も 2009 年 4 月に発足し、援助協調に向けた動きが活発化している。

5. 留意点

スーダンにおいては、南北和平、ダルフル和平、東部和平と 3 つの和平プロセスが存在し、それぞれの和平プロセス、治安情勢、各地域の復興・開発の進展度合いは異なるため、これらの違いを踏まえた支援を実施する必要がある。

表－4 我が国の年度別・援助形態別実績（円借款・無償資金協力年度E/Nベース、技術協力年度経費ベース）
（単位：億円）

年 度	円 借 款	無償資金協力	技 術 協 力
2004年	－	26.78	0.78 (0.05)
2005年	－	60.19	2.03 (1.66)
2006年	－	69.46	8.27 (8.07)
2007年	－	54.07	6.99 (6.86)
2008年	－	82.77 (48.01)	12.10
累 計	105.00	1,074.92 (48.01)	80.54

注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。草の根・人間の安全保障無償資金協力と日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 2004～2007年度の技術協力においては、日本全体の技術協力事業の実績であり、2004～2007年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2008年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。

表－5 我が国の対スーダン経済協力実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

暦 年	政府貸付等	無償資金協力	技 術 協 力	合 計
2004年	－	0.87	0.67	1.55
2005年	－	0.48	1.64	2.11
2006年	－	38.20 (37.42)	4.53	42.72
2007年	－	44.61 (43.87)	6.97	51.58
2008年	－	100.51 (97.81)	9.14	109.64
累 計	49.22	661.96 (179.10)	62.72	773.87

出典) OECD/DAC

注) 1. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け抛・出資等」として本データブックの集計対象外としてきたが、2006年より抛出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上する事に改めた。（ ）内はその実績(内数)。
2. 政府貸付等及び無償資金協力はこれまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額(政府貸付等については、スーダン側の返済金額を差し引いた金額)。
3. 技術協力は、JICAによるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。
4. 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
5. 政府貸付等の累計は、為替レートの変動によりマイナスになることがある。

表－6 諸外国の対スーダン経済協力実績

（支出純額ベース、単位：百万ドル）

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	うち日本	合 計
2003年	米国 175.41	ノルウェー 33.31	英国 33.02	オランダ 20.99	ドイツ 15.50	1.47	332.02
2004年	米国 377.61	英国 116.57	オランダ 97.61	ノルウェー 57.19	ドイツ 48.32	1.55	847.92
2005年	米国 759.04	英国 196.46	オランダ 154.77	ノルウェー 98.69	スウェーデン 45.49	2.11	1,459.56
2006年	米国 738.78	英国 215.55	ノルウェー 106.94	オランダ 96.08	カナダ 79.30	42.72	1,518.13
2007年	米国 710.45	英国 206.17	オランダ 202.51	ノルウェー 119.71	カナダ 70.78	51.58	1,666.14

出典) OECD/DAC

表-7 国際機関の対スーダン経済協力実績

(支出純額ベース、単位：百万ドル)

暦年	1位	2位	3位	4位	5位	その他	合計
2003年	CEC 247.05	UNHCR 12.28	WFP 5.92	UNICEF 5.33	UNTA 4.79	2.40	277.77
2004年	CEC 68.92	UNHCR 10.86	WFP 10.83	UNDP 10.74	UNICEF 6.99	10.35	118.69
2005年	CEC 212.80	WFP 43.81	UNICEF 13.00	UNDP 11.59	UNTA 5.00	33.49	319.69
2006年	CEC 299.41	WFP 55.94	UNICEF 17.36	UNDP 9.42	UNHCR 7.76	57.13	447.02
2007年	CEC 254.68	UNICEF 18.39	UNDP 7.45	UNFPA 5.98	UNTA 4.26	33.32	324.08

出典) OECD/DAC

注) 順位は主要な国際機関についてのものを示している。

表-8 我が国の年度別・形態別実績詳細 (円借款・無償資金協力年度E/Nベース、技術協力年度経費ベース)

(単位：億円)

年度	円 借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2003年度までの累計	105.00億円 (内訳は、2008年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html))	781.65億円 (内訳は、2008年版の国別データブック、もしくはホームページ参照 (http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki.html))	51.80億円 研修員受入 717人 専門家派遣 99人 調査団派遣 408人 機材供与 639.33百万円 協力隊派遣 8人
2004年	なし	26.78億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (4.23) 緊急無償 (人道状況改善 (難民) (UNICEF経由) (2.75) 緊急無償 (人道状況改善 (難民) (IOM経由) (2.20) 緊急無償 (人道状況改善 (難民) (ICRC経由) (2.20) 緊急無償 (「平和の定着」支援 (UNMAS経由) (7.70) 食糧援助 (WFP経由) (2件) (6.60) 食糧増産援助 (FAO経由) (0.55) 日本NGO支援無償 (1件) (0.53) 草の根・人間の安全保障無償 (1件) (0.02)	0.78億円 (0.05億円) 研修員受入 36人 (1人) 調査団派遣 2人 留学生受入 30人
2005年	なし	60.19億円 小児感染症予防計画 (UNICEF経由) (5.68) 平和構築：スーダンにおける暫定武装解除・動員解除・社会復帰プログラム (UNDP経由) (7.64) 緊急無償 (スーダンにおける物流促進及び難民・国内避難民の帰還のための緊急支援 (WFP経由) (10.69) 緊急無償 (スーダン南部帰還再統合プロジェクト (UNHCR経由) (6.30) 緊急無償 (西ダルフール州における国内避難民及び帰還民支援 (UNHCR経由) (3.25) 緊急無償 (南部スーダンにおける初等教育拡大計画 (UNICEF経由) (9.20) 緊急無償 (スーダン国内避難民の帰還・登録のための緊急支援 (IOM経由) (4.96) 緊急無償 (平和の定着：紛争犠牲者に対する医療支援 (ICRC経由) (2.14) 食糧援助 (WFP経由) (2件) (8.60) 貧困農民支援 (FAO経由) (1.00) 草の根・人間の安全保障無償 (4件) (0.73)	2.03億円 (1.66億円) 研修員受入 74人 (33人) 専門家派遣 1人 (1人) 調査団派遣 25人 (20人) 機材供与 0.61百万円 (0.61百万円) 留学生受入 26人

スーダン

年度	円 借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2006年	な し	69.46億円 小児感染症予防計画（UNICEF経由）（5.17） 緊急無償（ダルフル問題に関するアフリカ連合（AU）の活動に対する緊急無償資金協力（AMIS経由））（9.63） 緊急無償（スーダン・ダルフル地域における人道支援に対する緊急無償資金協力（UNICEF経由））（5.49） 緊急無償（スーダン・ダルフル地域における人道支援に対する緊急無償資金協力（ICRC経由））（1.46） 緊急無償（南部スーダンにおける難民の帰還支援及びコミュニティ・サービス支援を中心とした帰還民再統合支援（UNHCR経由））（13.32） 緊急無償（ダルフル及び南部を中心とした地域における帰還難民・国内避難民及び脆弱者を対象とした緊急食糧支援（WFP経由））（14.43） 緊急無償（スーダン南西部における帰還民及び人道支援・開発のための緊急地雷・不発弾調査及び除去活動（UNMAS経由））（3.33） 緊急無償（ダルフル給水関連施設整備計画に対する緊急人道支援（ICRC経由））（2.22） 緊急無償（難民・国内避難民の保護・帰還再定住支援（UNHCR経由））（2.22） 草の根・人間の安全保障無償（4件）（0.46） 食糧援助（WFP経由）（9.80） 貧困農民支援（FAO経由）（1.90） 日本NGO支援無償（1件）（0.02）	8.27億円（8.07億円） 研修員受入 136人（128人） 専門家派遣 10人（10人） 調査団派遣 26人（26人） 機材供与 4.64百万円（4.64百万円） 留学生受入 24人
2007年	な し	54.07億円 小児感染症予防計画（UNICEF経由）（5.96） 南部スーダンにおける帰還民統合及びホスト・コミュニティ支援のための教育施設建設計画（UNHCR経由）（9.47） 平和構築： ダルフルにおける難民及びスーダン国内避難民の帰還及び再統合並びにキャンプ運営支援計画（UNHCR経由）（4.34） 平和構築： 南部スーダンにおける道路修復及び地雷除去計画（WFP経由）（13.07） 日本NGO連携無償（2件）（0.88） 草の根・人間の安全保障無償（6件）（0.65） 食糧援助（WFP経由）（2件）（19.70）	6.99億円（6.86億円） 研修員受入 146人（141人） 専門家派遣 20人（20人） 調査団派遣 44人（44人） 機材供与 16.21百万円（16.21百万円） 留学生受入 27人
2008年	な し	82.77億円 スーダン共和国における小児感染症予防計画（UNICEF経由）（6.18） スーダン共和国における武装解除・動員解除・社会復帰計画（UNDP経由）（15.75） 食糧援助（WFP経由）（1件）（10.00） 日本NGO連携無償資金協力（3件）（1.59） 草の根・人間の安全保障無償（7件）（1.24） 国際機関を通じた贈与（7件）（48.01）	12.10億円 研修員受入 162人 専門家派遣 24人 調査団派遣 32人 機材供与 108.08百万円 協力隊派遣 1人

年度	円 借 款	無 償 資 金 協 力	技 術 協 力
2008年度までの累計	105.00億円	1,074.92億円	80.54億円 研修員受入 1,182人 専門家派遣 154人 調査団派遣 530人 機材供与 768.86百万円 協力隊派遣 9人

- 注) 1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力はJICA経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベースによる。草の根・人間の安全保障無償資金協力和日本NGO連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 「貧困農民支援」は、2005年度に「食糧増産援助」を改称したもの。
5. 「日本NGO連携無償」は、2007年度に「日本NGO支援無償」を改称したもの。
6. 2004～2007年度の技術協力においては、日本全体の技術協力の実績であり、2004～2007年度の（ ）内はJICAが実施している技術協力事業の実績。なお、2008年度の日本全体の実績については集計中であるため、JICA実績のみを示し、累計についてはJICAが実施している技術協力事業の実績の累計となっている。
7. 調査団派遣にはプロジェクトファインディング調査、評価調査、基礎調査研究、委託調査等の各種調査・研究を含む。
8. 四捨五入の関係上、累計が一致しないことがある。

表－9 実施済及び実施中の技術協力プロジェクト案件（終了年度が2004年度以降のもの）

案 件 名	協 力 期 間
基礎的技能・職業訓練強化プロジェクト	06. 9～09. 8
水供給人材育成計画	08. 5～11. 3
フロントライン母子保健強化プロジェクト	08. 6～11. 5
ジュバ近郊の平和の定着に向けた生計向上支援プロジェクト	09. 2～12. 2
南部スーダン戦略的保健人材育成プロジェクト	09. 3～12. 3

表－10 実施済及び実施中の開発調査案件（開発計画調査型技術協力案件を含む）（終了年度が2004年度以降のもの）

案 件 名	協 力 期 間
ジュバ市内・近郊地域緊急生活基盤整備計画調査	05.12～08. 6
ジュバ市 交通網整備計画	08. 8～10. 2
ジュバ市 水道事業計画	08. 8～09. 9
職業訓練システム開発調査	08.10～10. 1

表－11 2008年度協力準備調査案件

案 件 名	協 力 期 間
東部・農業支援協力プログラム準備調査	09. 3～09. 9

表－12 2008年度草の根・人間の安全保障無償資金協力案件

案 件 名
ガダーレフ州ファシャーガ郡シェリフハサバラ女子小学校再建計画
ジュバにおける低所得層職業訓練計画
センナール州におけるセンナール、ディンデル両助産師養成学校再建計画
ナイル州ダマル郡アル・ムトマル村における診療所再建拡大計画
中央エクアトリア州における地雷処理機材整備計画
南コルドファン州カドグリにおける国立義肢矯正センター支所改善計画
南コルドファン州デベイバット地域コロラケナナ小学校・デベイバット女子小学校改善計画

プロジェクト所在図 スーダン

